

小平市立上水中学校 いじめ防止基本方針

小平市立上水中学校

校長 市川 順康

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは人として決して許されない行為である。いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず迅速に対応するとともに、全ての教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

2 主な取組

(1) 道德教育等の充実

- ① 特別の教科道德の時間を要として、教育活動全体を通じた道德教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ② 学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む生徒を育成し、支持的風土を醸成する学級経営を行う。また、授業に関わる全ての教員が、生徒の心に寄り添う指導や声かけを日常的に行い、よりよい集団づくりを推進する。
- ③ 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。
- ④ 読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤ 生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して、日常的・定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。
いじめ対策委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成し、必要に応じて、関係する教員、外部専門家も参加する。
- ② 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する生徒アンケートを年3回以上実施するとともに、「いじめ発見シート」を活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、担任と生徒の二者面談を年3回程度、実施する。
- ④ スクールカウンセラーによる生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑤ いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。
- ⑥ 子供がいじめの相談を行いやすいよう、各機関の「いじめ相談メール」等の積極的な紹介や校内に「いじめ目安箱」の設置を行う。

- ⑦ いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を、年3回実施する。教員の「いじめ」についての正しい認識を深め、教職員全体のいじめ問題への理解と対応力の向上を図る。
- ⑧ 小学校から得た入学前情報を踏まえて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加えて、生徒の特性について理解を深め、個に応じた予防的な対応に努める。
- ⑨ 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ① 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、継続的なケアを行う。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しては、当事者意識を醸成する取組の推進と大人への報告ができる教員の体制づくりを行う。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (6) いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。
- (7) いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。
- (8) 学校の内外で発生した生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

4 いじめが発生した場合の保護者への支援について

- (1) 被害生徒の保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限り被害生徒、保護者の不安を除去し、学校の今後の対応について保護者と合意形成を図る。
- (2) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。
- (3) 加害生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。

5 重大事態への対処

- (1) 「いじめ対策委員会」で重大事態と判断した場合には、小平市教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 小平市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。